

みどりのモデル地区の指定について

区では、「新宿区みどりの基本計画」に基づいて施策を展開しており、施策を推進する手法の一つとして新宿区みどりの条例第24条に基づくモデル地区制度があります。現在、みどりの推進モデル地区（箆笥地域）と屋上緑化等推進モデル地区（新宿駅の周辺地域）の2つのモデル地区を指定して、運用しており、指定期間は令和7年3月31日までとなっています。

令和7年4月からのモデル地区については、これまで検討を重ね、令和4年9月より新宿区みどりの推進審議会で報告してきましたが、今回、以下のとおり指定します。合わせて、より効果が高い緑化施策を行っていきます。

1 みどりのモデル地区制度について

（1）みどりのモデル地区とは

【みどりの推進モデル地区】

緑被率が低い地域において、新しく緑化の推進を図る地区

榎地域

【みどりの保全モデル地区】

緑被率が比較的高い地域において、今あるみどりの保全及び緑化の推進を図る地区

落合地域

【屋上緑化等推進モデル地区】

商業地域等の業務地域において、屋上、ベランダ、壁面等の緑化を推進する地区

新宿駅、飯田橋駅、高田馬場駅周辺地域

これに合わせて、現行のみどりの推進地区である箆笥地域の指定は解除します。

地域	地域面積 (ha)	緑被地面積 (ha)	モデル地区	
			現行	案
四谷地域	321.80	75.33		
箆笥地域	222.98	38.64	推	
榎地域	139.34	16.09		推
若松地域	157.63	37.10		
大久保地域	207.10	32.48		
戸塚地域	175.03	29.35		
落合第一地域	158.28	28.69		保
落合第二地域	154.43	23.38		保
柏木地域	126.87	17.16		
新宿駅周辺地域	161.94	29.95	屋	屋

表-1 地域面積と緑被地面積



図-1 新宿区都市マスタープランに基づく

10の地域区分

2 みどりのモデル地区改定に係る、候補地域の概要について

(1) みどりの推進モデル地区（榎地域）



【榎地域】

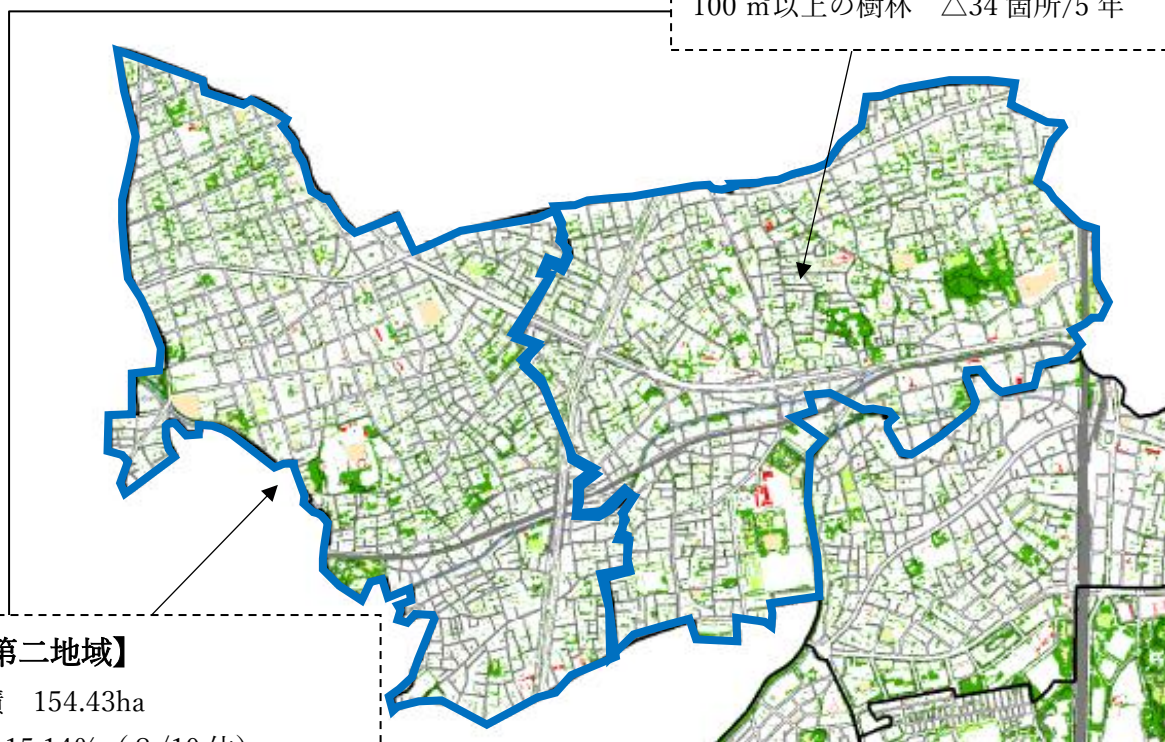
地域面積：139.34ha

緑被地面積：16.09ha

緑被率：11.54%

図-2 みどりの推進モデル地区【榎地域】

(2) みどりの保全モデル地区（落合地域）



【落合第一地域】

地域面積 158.28ha

緑被率 18.13% (4/10位)

小規模民間緑被率 8.36% (1/10位)

樹木・樹林 $\Delta 3.27\text{ha}/5\text{年}$

100 m²以上の樹林 $\Delta 34\text{箇所}/5\text{年}$

【落合第二地域】

地域面積 154.43ha

緑被率 15.14% (8/10位)

小規模民間緑被率 6.84% (3/10位)

樹木・樹林 $\Delta 0.58\text{ha}/5\text{年}$

100 m²以上の樹林 $\Delta 28\text{箇所}/5\text{年}$

図-3 みどりの保全モデル地区【落合地域】

(3) 屋上緑化等推進モデル地区（新宿駅、飯田橋駅、高田馬場駅周辺地域）

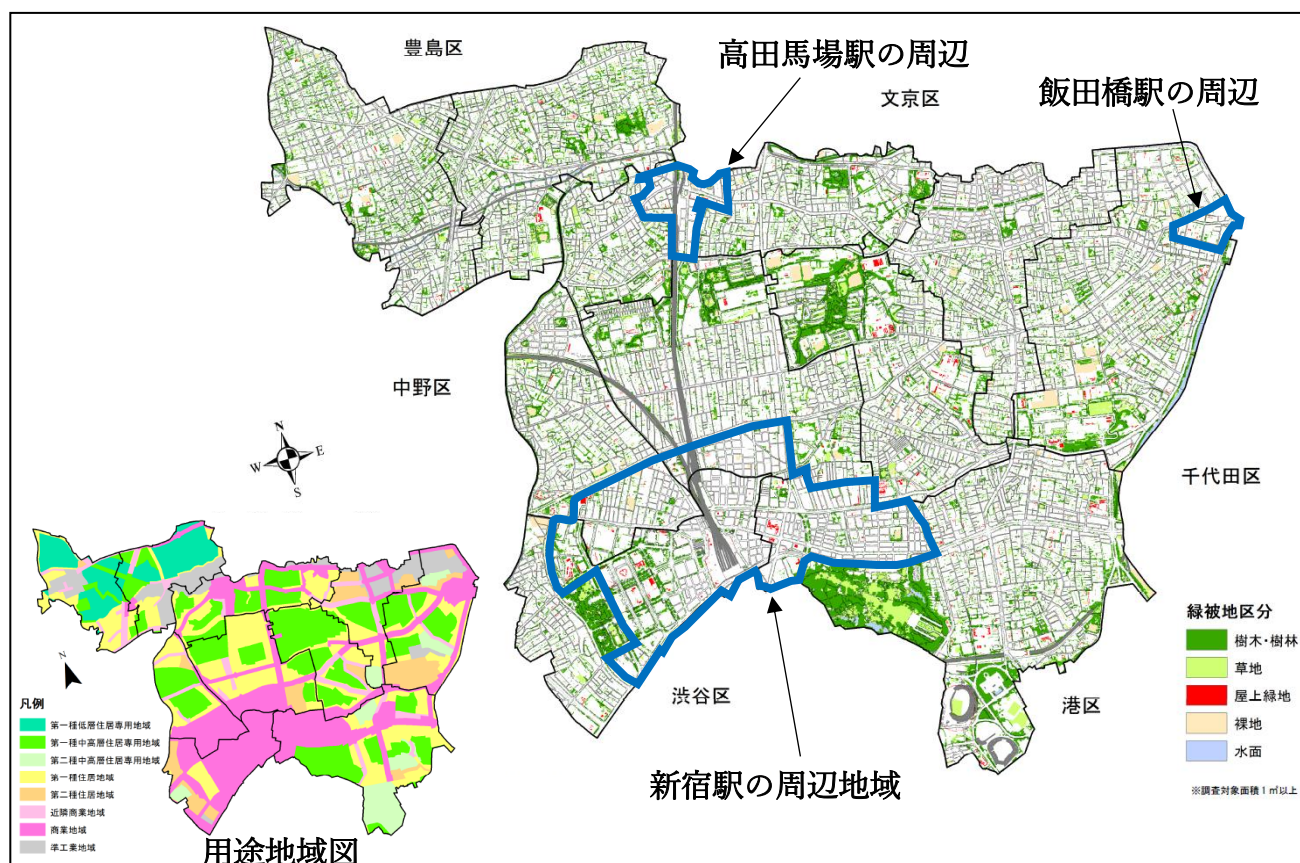


図-4 屋上緑化等推進モデル地区【新宿駅、飯田橋駅、高田馬場駅周辺地域】

【参考資料】みどりのモデル地区の施策内容について

（１）みどりのモデル地区の施策概要について

施策につきましては町会長などへのヒアリングや資料の収集等の結果を踏まえ、以下の制度を利用した施策の導入の検討を進めています。

ア 緑化計画書制度

緑化計画書制度（面積が 250 ㎡以上の敷地で、建物等の建築を新たに行う際に一定の緑化を設けなければならない基準を定め、事業者計画書を提出させる制度）において、道路に接している部分の植え込み地の長さや敷地内に植栽する緑化の面積、屋上などに植栽する緑化の面積に対し、基準の緩和の措置などを行い、緑化の推進を図ります。

イ 緑化助成制度

緑化助成制度（接道部や屋上、壁面などに新規に植栽を行う際に、工事費の一部を助成する制度）において、助成金額の単価の引き上げや助成金額の上限額の引き上げを行い、緑化の推進を図ります。また、新たな助成制度の立ち上げを図ります。

ウ みどりの協定制度

みどりの協定制度（道路に面した自宅の敷地などを緑化する区民のグループ等と協定を結び、花苗等の緑化資材を支援する制度）において、1 グループあたりの構成人数の下限の引き下げ、花苗等の支給額の引き上げや支給回数の増を行い、緑化の推進を図ります。

エ 保護樹木制度

保護樹木の現行の指定基準を緩和し、小規模な緑地の保全を図ります。

（２）緑化施策（案）の検討状況

別紙参照

（３）今後のスケジュール

表-2 スケジュール

	令和 6 年度		令和 7 年度
	6 年 8 月	7 年 3 月	
モデル地区 指定期間	● 現行のモデル地区（～令和 7 年 3 月 31 日） 周知期間 新しいモデル地区（令和 7 年 4 月 1 日）～		
新宿区みどりの 推進審議会	審議	決定	
事務局	施策 検討決定 各要綱・手引き改正等		
特別出張所	周 知		
地元関係者 （町会、商店会等）	周 知		
庁内調整 予算要求	計画（企画政策課） 予算（財政課）、要綱（文書法制係）		
公表等	告示、周知（広報・HP）		